

## 約款規定例 新旧対比表

一部の保険種類の新旧対比表を代表例として掲載しています。

このため、ご加入の保険種類によっては、以下の新旧対比表と「保険金・給付金名称が異なる場合」「規定改定が一部不要となる場合」「条番号が異なる場合」等があります。

### 1 主契約

#### 1. 死亡保障がある商品（下記2に該当するものを除く）

[主な改定内容]

- (1) 契約が失効した場合でも、失効日から1ヵ月以内（失効取消期間中）に延滞保険料が払い込まれた場合には、契約が失効しなかったものとして取り扱うこと【第10条③】
- (2) 失効取消期間中に保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合で、失効取消期間中に延滞保険料が払い込まれたときには、保険金等の支払または保険料の払込の免除を行うこと【第11条③】
- (3) (2)にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に死亡保険金の支払事由が発生したときには、延滞保険料を差し引いて死亡保険金の支払を行うこと【第11条④】

[約款規定例／新旧対比表]

○無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款

改定後	改定前
<p>第8条 保険料の払込方法(回数)および払込期月 (第①項～第③項省略)</p> <p>④ 年払契約または半年払契約で、「保険契約が消滅した場合」または「保険料の払込が免除された場合」(第3条)には、それまでに払い込まれた保険料(備-4)の保険料期間(備-5)のうち、まだ経過していない期間の月数(備-6)に相当する保険料として、月割によって計算した「未経過保険料」(備-7)を保険契約者(備-3)に払い戻します。ただし、保険料の払込を要しなくなった場合には、その後に保険契約が消滅したとしても「未経過保険料」の払い戻しはありません。</p> <p>⑤ 第①項の保険料が払い込まれないまま「払込期月の基準日」以後末日までに、保険金(備-8)の支払事由が発生し、保険金(備-8)を支払う場合には、すでに「払込期月の基準日」の到来した未払込の保険料を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。</p> <p>(第⑥項省略)</p>	<p>(同 左)</p>

改定後	改定前
<p>第8条 備考            ( (備-1) ~ (備-3) 省略)</p> <p>(備-4) 第⑤項または第11条「払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項もしくは第④項の規定により当社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料または延滞保険料を含みます。</p> <p>( (備-5) ~ (備-10) 省略)</p>	<p>(同左)</p> <p>(備-4) 第⑤項または第11条「払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱」第①項の規定により当社が支払うこととなった金額から差し引かれた未払込の保険料を含みます。</p> <p>(同左)</p>
<p>第10条 保険料の払込猶予期間および失効取消期間</p> <p>① 第2回目以後の保険料の払込については、払込期月(第8条)の翌月初日から翌々月の契約日(第7条)の応当日まで(備-1)(備-2)の猶予期間があります。</p> <p>② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-3)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第19条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。</p> <p>③ 第②項の場合でも、<u>払込猶予期間満了の日の翌日から払込猶予期間満了の日の属する月の翌月の契約日の応当日まで(備-1)(備-4)の失効取消期間中に、失効取消にかかる延滞保険料(備-5)が払い込まれたとき(備-6)には、当社は、保険契約者から失効の取消請求があったものとみなして、保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱います。ただし、第②項以外の規定により保険契約が効力を失った場合または保険契約者が解約払戻金の支払請求(第19条)を行なった場合は、この第③項の規定を適用しません。</u></p>	<p>第10条 保険料の払込猶予期間</p> <p>① 第2回目以後の保険料の払込については、払込期月(第8条)の翌月初日から翌々月の契約日(第7条)の応当日まで(備-1)の猶予期間があります。</p> <p>② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合(備-2)には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第19条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。</p> <p>(新設)</p>

改定後	改定前
<p>第10条 備考</p> <p><u>(備-1) 応当日がない場合には、その月の末日までとします。</u></p> <p><u>(備-2) 「払込期月の基準日」(第8条)が2月、6月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。</u></p> <p><u>(備-3) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(備-4) 払込猶予期間満了の日が4月、6月、11月の各末日の場合、その失効取消期間はそれぞれ5月、7月、12月の各末日までとします。</u></p> <p><u>(備-5) 「失効取消にかかる延滞保険料」とは、失効した日までにすでに「払込期月の基準日」の到来していた未払込の保険料のことをいいます。</u></p> <p><u>(備-6) 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料(備-5)が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料(備-5)が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p>	<p>第10条 備考</p> <p>(新設)</p> <p><u>(備-1) 「払込期月の基準日」(第8条)が2月、6月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。</u></p> <p><u>(備-2) 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p> <p>(新設)</p>

改定後	改定前
<p>第 1 1 条 払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱 (第①項～第②項省略)</p> <p>③ <u>失効取消期間（第 1 0 条）中に保険金（備－ 1）の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合で、失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料（第 1 0 条）が払い込まれたとき（備－ 4）には、当社は、保険金（備－ 1）の支払または保険料の払込の免除を行いません。</u></p> <p>④ <u>第③項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に死亡保険金の支払事由（第 1 条）が発生したとき（備－ 5）には、当社は、死亡保険金の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡保険金の支払を行いません。この場合、死亡保険金の支払事由が発生した時における延滞保険料（備－ 6）を当社の支払うこととなった金額から差し引きます。</u> <u>ただし、保険契約者（備－ 7）から申出があった場合には、この第④項の規定を適用せず、第③項の規定によって取り扱います。</u></p> <p>第 1 1 条 備考 (（備－ 1）～（備－ 3）省略)</p> <p><u>（備－ 4） 失効取消期間満了の日が当社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>（備－ 5） 失効取消期間満了の日が当社の営業日でない場合、その翌営業日までに死亡保険金の支払事由が発生したときには、失効取消期間中に死亡保険金の支払事由が発生したものと取り扱います。</u></p> <p><u>（備－ 6） 「死亡保険金の支払事由が発生した時における延滞保険料」とは、死亡保険金の支払事由が発生した時までにすでに「払込期月の基準日」の到来していた未払込の保険料のことをいいます。</u></p> <p><u>（備－ 7） 保険契約者の法定相続人または後見人を含みます。</u></p>	<p>第 1 1 条 払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱</p> <p>(同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 1 1 条 備考</p> <p>(同 左)</p> <p>(新 設)</p>

## 2. 死亡保障がある商品（給付金額が解約払戻金と同額のもの）

[主な改定内容] ※上記1とは「失効取消期間中に被保険者が死亡された場合の取扱」（下記（3）の取扱）が異なります。

- (1) 契約が失効した場合でも、失効日から1ヵ月以内（失効取消期間中）に延滞保険料が払い込まれた場合には、契約が失効しなかったものとして取り扱うこと【第10条③】
- (2) 失効取消期間中に保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合で、失効取消期間中に延滞保険料が払い込まれたときには、保険金等の支払または保険料の払込の免除を行うこと【第11条③】
- (3) (2)にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に死亡給付金の支払事由が発生したときには、（延滞保険料を差し引かず）死亡給付金の支払を行うこと【第11条④】

[約款規定例／新旧対比表]

○無配当重大疾病保障保険（解約払戻金抑制割合指定型）普通保険約款

改定後	改定前
<p>第10条 保険料の払込猶予期間および失効取消期間</p> <p>① 第2回目以後の保険料の払込については、払込期月（第8条）の翌月初日から翌々月の契約日（第7条）の応当日まで（備-1）（備-2）の猶予期間があります。</p> <p>② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合（備-3）には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第18条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。</p> <p>③ 第②項の場合でも、払込猶予期間満了の日の翌日から払込猶予期間満了の日の属する月の翌月の契約日の応当日まで（備-1）（備-4）の失効取消期間中に、失効取消にかかる延滞保険料（備-5）が払い込まれたとき（備-6）には、当会社は、保険契約者から失効の取消請求があったものとみなして、保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱います。ただし、第②項以外の規定により保険契約が効力を失った場合または保険契約者が解約払戻金の支払請求（第18条）を行なった場合は、この第③項の規定を適用しません。</p>	<p>第10条 保険料の払込猶予期間</p> <p>① 第2回目以後の保険料の払込については、払込期月（第8条）の翌月初日から翌々月の契約日（第7条）の応当日まで（備-1）の猶予期間があります。</p> <p>② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合（備-2）には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第18条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。</p>
<p>第10条 備考</p> <p>（備-1） 応当日がない場合には、その月の末日までとします。</p> <p>（備-2） 「払込期月の基準日」（第8条）が2月、6月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。</p> <p>（備-3） 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</p>	<p>第10条 備考</p> <p>（備-1） 「払込期月の基準日」（第8条）が2月、6月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。</p> <p>（備-2） 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</p>

改定後	改定前	
<p>(備-4) <u>払込猶予期間満了の日が4月、6月、11月の各末日の場合、その失効取消期間はそれぞれ5月、7月、12月の各末日までとします。</u></p> <p>(備-5) <u>「失効取消にかかる延滞保険料」とは、失効した日までにすでに「払込期月の基準日」の到来していた未払込の保険料のことをいいます。</u></p> <p>(備-6) <u>失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料(備-5)が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料(備-5)が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>第11条 <u>払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱</u> (第①項～第②項省略)</p>		<p>第11条 払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱</p> <p>(同左)</p>
<p>③ <u>失効取消期間(第10条)中に重大疾病保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合で、失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料(第10条)が払い込まれたとき(備-3)には、当会社は、重大疾病保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。</u></p> <p>④ <u>第③項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に死亡給付金の支払事由(第2条)が発生したとき(備-4)には、当会社は、死亡給付金の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡給付金の支払を行いません。</u></p>		<p>(新設)</p>
<p>第11条 備考 (備-1)～(備-2)省略</p>	<p>第11条 備考</p> <p>(同左)</p>	
<p>(備-3) <u>失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>(備-4) <u>失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに死亡給付金の支払事由が発生したときには、失効取消期間中に死亡給付金の支払事由が発生したものとして取り扱います。</u></p>		

### 3. 保険料払込期間中の死亡保障がない商品

[主な改定内容] ※保険料払込期間中に死亡保障がない商品であるため、上記1・2とは異なり、「失効取消期間中に被保険者が死亡された場合の取扱」に関する改定がありません。

- (1) 契約が失効した場合でも、失効日から1ヵ月以内（失効取消期間中）に延滞保険料が払い込まれた場合には、契約が失効しなかったものとして取り扱うこと【第15条③】  
 (2) 失効取消期間中に保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合で、失効取消期間中に延滞保険料が払い込まれたときには、保険金等の支払または保険料の払込の免除を行うこと【第16条④】

[約款規定例／新旧対比表]

○無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）普通保険約款

改定後	改定前
<p>第15条 保険料の払込猶予期間および失効取消期間</p> <p>① 第2回目以後の保険料の払込については、払込期月（第13・29条）の翌月初日から翌々月の契約日（第12条）の応当日まで（備-1）（備-2）の猶予期間があります。</p> <p>② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合（備-3）には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第24条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。</p> <p>③ 第②項の場合でも、払込猶予期間満了の日の翌日から払込猶予期間満了の日の属する月の翌月の契約日の応当日まで（備-1）（備-4）の失効取消期間中に、失効取消にかかる延滞保険料（備-5）が払い込まれたとき（備-6）には、当会社は、<u>保険契約者から失効の取消請求があったものとみなして、保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱います。ただし、第②項以外の規定により保険契約が効力を失った場合は、この第③項の規定を適用しません。</u></p> <p>第15条 備考  <u>（備-1） 応当日がない場合には、その月の末日までとします。</u></p> <p><u>（備-2） 「払込期月の基準日」（第13・29条）が2月、6月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。</u></p> <p><u>（備-3） 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p>	<p>第15条 保険料の払込猶予期間</p> <p>① 第2回目以後の保険料の払込については、払込期月（第13・29条）の翌月初日から翌々月の契約日（第12条）の応当日まで（備-1）の猶予期間があります。</p> <p>② 第①項の払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれなかった場合（備-2）には、保険契約は、その払込猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合、第24条「保険契約の失効」の規定によって取り扱います。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第15条 備考  <span style="float: right;">（新設）</span></p> <p><u>（備-1） 「払込期月の基準日」（第13・29条）が2月、6月、11月の各末日の場合、その保険料の払込猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。</u></p> <p><u>（備-2） 払込猶予期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに保険料が払い込まれたときには、払込猶予期間満了の日までに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p>

改定後	改定前	
<p><u>(備-4) 払込猶予期間満了の日が4月、6月、11月の各末日の場合、その失効取消期間はそれぞれ5月、7月、12月の各末日までとします。</u></p> <p><u>(備-5) 「失効取消にかかる延滞保険料」とは、失効した日までにすでに「払込期月の基準日」の到来していた未払込の保険料のことをいいます。</u></p> <p><u>(備-6) 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料(備-5)が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料(備-5)が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(新設)</p>	
<p>第16条 払込猶予期間中または失効取消期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱 (第①項～第③項省略)</p>		<p>第16条 払込猶予期間中に支払事由等が発生した場合の保険料の取扱 (同左)</p>
<p><u>④ 失効取消期間(第15条)中に給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合で、失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料(第15条)が払い込まれたとき(備-3)には、当会社は、給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。</u></p>		<p>(新設)</p>
<p>第16条 備考 (備-1)～(備-2)省略</p>	<p>第16条 備考 (同左)</p>	
<p><u>(備-3) 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(新設)</p>	

## 2 特約・特則

### 1. 給付特約付加に関する特則

[主な改定内容]

- (1) 失効取消期間中に給付特約にもとづく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合で、失効取消期間中に延滞保険料が払い込まれたときには、給付特約にもとづく保険金等の支払または保険料の払込の免除を行うこと【第8条②】
- (2) (1)にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に特約死亡給付金の支払事由が発生したときには、延滞保険料を差し引いて特約死亡給付金の支払を行うこと【第8条③】
- (3) (1) (2)にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に「無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）」または「無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付）」の特約死亡給付金の支払事由が発生したときには、（延滞保険料を差し引かず）特約死亡給付金の支払を行うこと【第8条④】

[約款規定例／新旧対比表]

○給付特約付加に関する特則（無配当保険用）条項

改定後	改定前
<p>第8条 保険料払込猶予期間満了の日までに給付特約にもとづく給付の事由が発生した場合等の保険料および給付の取扱</p> <p>① 給付特約の保険料が払い込まれないまま、「払込期月の基準日」以後、払込猶予期間満了の日までに、給付特約にもとづく保険金等（備－1）の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合（備－2）には、次のとおりとします。 （以降、省略）</p> <p>② 失効取消期間中に給付特約にもとづく保険金等（備－1）の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合で、失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料（備－5）が払い込まれたとき（備－6）には、当会社は、給付特約にもとづく保険金等（備－1）の支払または保険料の払込の免除を行いません。</p> <p>③ 第②項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に特約死亡給付金（備－7）の支払事由が発生したとき（備－8）には、当会社は、特約死亡給付金（備－7）の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、特約死亡給付金（備－7）の支払を行いません。この場合、特約死亡給付金（備－7）の支払事由が発生した時における延滞保険料（備－9）を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。ただし、保険契約者（備－10）から申出があった場合には、この第③項の規定を適用せず、第②項の規定によって取り扱います。</p>	<p>第8条 保険料払込猶予期間満了の日までに給付特約にもとづく給付の事由が発生した場合の保険料および給付の取扱</p> <p>給付特約の保険料が払い込まれないまま、「払込期月の基準日」以後、払込猶予期間満了の日までに、給付特約にもとづく保険金等（備－1）の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生した場合（備－2）には、次のとおりとします。 （以降、省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

改定後	改定前
<p>④ <u>第②項および第③項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）または無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付）の特約死亡給付金の支払事由が発生したとき（備－１１）には、当会社は、特約死亡給付金の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、特約死亡給付金の支払を行ないます。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 8 条 備考 （（備－１）～（備－４）省略）</p>	<p>第 8 条 備考 （同 左）</p>
<p><u>（備－５） 「失効取消にかかる延滞保険料」とは、失効した日までにすでに「払込期月の基準日」の到来していた主契約および給付特約の未払込の保険料のことをいいます。</u></p>	
<p><u>（備－６） 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料（備－５）が払い込まれたときには、失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料（備－５）が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p>	
<p><u>（備－７） 「特約死亡給付金」とは、被保険者の死亡により支払われる給付特約の保険金、給付金または年金をいい、名称を問いません。</u></p>	
<p><u>（備－８） 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに特約死亡給付金（備－７）の支払事由が発生したときには、失効取消期間中に特約死亡給付金（備－７）の支払事由が発生したのとして取り扱います。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>（備－９） 「特約死亡給付金（備－７）の支払事由が発生した時における延滞保険料」とは、特約死亡給付金（備－７）の支払事由が発生した時までにすでに「払込期月の基準日」の到来していた主契約および給付特約の未払込の保険料のことをいいます。</u></p>	
<p><u>（備－１０） 保険契約者の法定相続人または後見人を含みます。</u></p>	
<p><u>（備－１１） 失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）または無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付）の特約死亡給付金の支払事由が発生したときには、失効取消期間中に無配当重大疾病治療給付特約（上皮内・皮膚癌保障付）または無配当終身介護給付特約（軽度要介護保障付）の特約死亡給付金の支払事由が発生したのとして取り扱います。</u></p>	

## 2. 災害死亡保障特則

[主な改定内容]

- (1) 失効取消期間中に災害死亡保険金の支払事由が発生した場合で、失効取消期間中に延滞保険料が払い込まれたときには、災害死亡保険金の支払を行うこと【第5条③】  
 (2) (1)にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に災害死亡保険金の支払事由が発生したときには、延滞保険料を差し引いて災害死亡保険金の支払を行うこと【第5条④】

[約款規定／新旧対比表]

○災害死亡保障特則条項

改定後	改定前
<p>第5条 主契約の保険料の払込前に災害死亡保険金の支払事由が発生した場合等の取扱 (第①項～第②項省略)</p> <p>③ <u>主契約の失効取消期間中に災害死亡保険金の支払事由が発生した場合で、主契約の失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料（備－2）が払い込まれたとき（備－3）には、当会社は、災害死亡保険金の支払を行いません。</u></p> <p>④ <u>第③項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に災害死亡保険金の支払事由が発生したとき（備－4）には、当会社は、災害死亡保険金の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、災害死亡保険金の支払を行いません。この場合、災害死亡保険金の支払事由が発生した時における延滞保険料（備－5）を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。ただし、保険契約者（備－6）から申出があった場合には、この第④項の規定を適用せず、第③項の規定によって取り扱います。</u></p>	<p>第5条 主契約の保険料の払込前に災害死亡保険金の支払事由が発生した場合の取扱 (同 左)</p> <p>(新 設)</p>
<p>第5条 備考 (（備－1）省略)</p> <p><u>（備－2）「失効取消にかかる延滞保険料」とは、主契約が失効した日までにすでに「主契約の払込期月の基準日」の到来していた未払込の保険料のことをいいます。</u></p> <p><u>（備－3）主契約の失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料（備－2）が払い込まれたときには、主契約の失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料（備－2）が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p>	<p>第5条 備考 (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

改定後	改定前
<p><u>(備 - 4) 主契約の失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに災害死亡保険金の支払事由が発生したときには、主契約の失効取消期間中に災害死亡保険金の支払事由が発生したものと取り扱います。</u></p> <p><u>(備 - 5) 「災害死亡保険金の支払事由が発生した時における延滞保険料」とは、災害死亡保険金の支払事由が発生した時まですでに「主契約の払込期月の基準日」の到来していた未払込の保険料のことをいいます。</u></p> <p><u>(備 - 6) 保険契約者の法定相続人または後見人を含みます。</u></p>	<p>(新 設)</p>

### 3. 災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）

[主な改定内容] ※上記2で規定を追加した「第5条 主契約の保険料の払込前に災害死亡保険金の支払事由が発生した場合等の取扱」にあたる規定がないため、第7条を新設します。

- (1) 失効取消期間中に災害死亡保険金の支払事由が発生した場合で、失効取消期間中に延滞保険料が払い込まれたときには、災害死亡保険金の支払を行うこと【第7条①】  
 (2) (1)にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に災害死亡保険金の支払事由が発生したときには、延滞保険料を差し引いて災害死亡保険金の支払を行うこと【第7条②】

[約款規定／新旧対比表]

○災害死亡保障特則（無解約払戻金型保険用）条項

改定後	改定前
<p><u>第7条 主契約の失効取消期間中に災害死亡保険金の支払事由が発生した場合の取扱</u></p> <p>① <u>主契約の失効取消期間中に災害死亡保険金の支払事由（第2条）が発生した場合で、主契約の失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料（備-1）が払い込まれたとき（備-2）には、当会社は、災害死亡保険金の支払を行いません。</u></p> <p>② <u>第①項の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、失効取消期間中に災害死亡保険金の支払事由が発生したとき（備-3）には、当会社は、災害死亡保険金の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、災害死亡保険金の支払を行いません。この場合、災害死亡保険金の支払事由が発生した時における延滞保険料（備-4）を当会社の支払うこととなった金額から差し引きます。ただし、保険契約者（備-5）から申出があった場合には、この第②項の規定を適用せず、第①項の規定によって取り扱います。</u></p> <p>第7条 備考</p> <p><u>（備-1） 「失効取消にかかる延滞保険料」とは、主契約が失効した日までにすでに「主契約の払込期月の基準日」の到来していた未払込の保険料のことをいいます。</u></p> <p><u>（備-2） 主契約の失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料（備-1）が払い込まれたときには、主契約の失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料（備-1）が払い込まれたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>（備-3） 主契約の失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに災害死亡保険金の支払事由が発生したときには、主契約の失効取消期間中に災害死亡保険金の支払事由が発生したのものとして取り扱います。</u></p>	<p>（新 設）</p>

改定後	改定前
<p><u>(備 - 4) 「災害死亡保険金の支払事由が発生した時における延滞保険料」とは、 災害死亡保険金の支払事由が発生した時までにすでに「主契約の払込期月の基準日」の到来していた未払込の保険料のことをいいます。</u></p> <p><u>(備 - 5) 保険契約者の法定相続人または後見人を含みます。</u></p>	<p>(新 設)</p>

※上記第7条の新設に伴い、改定前の第7条以下を1条ずつ繰り下げます。

#### 4. 無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）

[主な改定内容]

- ・ 失効取消期間中にロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した場合で、失効取消期間中に延滞保険料が払い込まれたときには、ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払を行うこと【第7条②】

[約款規定／新旧対比表]

○無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約（特定難病用・保険料不要型）条項

改定後	改定前
<p>第7条 主契約の保険料の払込猶予期間満了の日までにロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した場合等の保険料および給付の取扱</p> <p>① 主契約の保険料が払い込まれないまま、「主契約の払込期月の基準日（備－1）」以後、主契約の保険料の払込猶予期間満了の日までに、ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した場合（備－2）には、次のとおりとします。 （以降、省略）</p> <p>② 主契約の失効取消期間中にロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した場合で、主契約の失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料（備－5）が払い込まれたとき（備－6）には、当会社は、ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払を行いません。</p> <p>第7条 備考 （（備－1）～（備－2）省略）</p> <p>（備－3） 主契約および給付特約（備－7）の未払込の保険料をいいます。 （（備－4）省略）</p> <p>（備－5） 「失効取消にかかる延滞保険料」とは、主契約が失効した日までにすでに「払込期月の基準日」の到来していた主契約および給付特約（備－7）の未払込の保険料のことをいいます。</p> <p>（備－6） 主契約の失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料（備－5）が払い込まれたときには、主契約の失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料（備－5）が払い込まれたものとして取り扱います。</p>	<p>第7条 主契約の保険料の払込猶予期間満了の日までにロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した場合の保険料および給付の取扱</p> <p>主契約の保険料が払い込まれないまま、「主契約の払込期月の基準日（備－1）」以後、主契約の保険料の払込猶予期間満了の日までに、ロボットスーツ歩行運動処置給付金の支払事由が発生した場合（備－2）には、次のとおりとします。 （以降、省略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>第7条 備考 （同左）</p> <p>（備－3） 主契約および給付特約（備－5）の未払込の保険料をいいます。 （同左）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>

改定後	改定前
<p>(備－ 7) 「給付特約」とは主契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。</p>	<p>(備－ 5) 「給付特約」とは主契約に付加する保険金、給付金または年金の支払その他の給付を行なう特約をいいます。</p>

## 5. リビング・ニーズ特約

[主な改定内容]

・失効取消期間中に特約保険金の支払事由が発生した場合で、失効取消期間中に延滞保険料が払い込まれたときには、特約保険金の支払を行うこと【第1条⑫】

[約款規定例／新旧対比表]

○リビング・ニーズ特約条項

改定後	改定前
第1条（特約保険金の支払） （第①項～第⑪項省略）  <u>⑫ 主契約の失効取消期間中に特約保険金の支払事由が発生した場合で、主契約の失効取消期間中に失効取消にかかる延滞保険料（主契約が失効した日までにすでに「払込期月の基準日」の到来していた主契約および給付特約の未払込の保険料のことをいいます。以下、同様とします。）が払い込まれたとき（主契約の失効取消期間満了の日が当会社の営業日でない場合、その翌営業日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたときには、主契約の失効取消期間満了の日までに失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれたものとして取り扱います。）には、当会社は、特約保険金の支払を行いません。</u>	第1条（特約保険金の支払） （同 左）  （新 設）

※上記第1条第⑫項の新設に伴い、改定前の第⑫項以下を1項ずつ繰り下げます。

## 6. 契約変換に関する特約

[主な改定内容]

・規定本文中の「払込猶予期間」を「払込猶予期間および失効取消期間」に変更します。【第7条①（4）、第11条①（4）、第15条①（3）】

[約款規定／新旧対比表]

○契約変換に関する特約条項

改定後	改定前
<p>第7条 変換後契約の取扱</p> <p>①（柱書き省略） （（1）～（3）省略）</p> <p>（4）（3）に規定する契約日（備－4）を変換後契約の第1回保険料の「払込期月の基準日」とし、この日の属する月の初日から末日までを変換後契約の第1回保険料の払込期月とします。また、第1回保険料の払込猶予期間および失効取消期間の取扱について、「第1回保険料の払込」を「第2回目以後の保険料の払込」とみなして主約款を準用します。</p> <p>（（5）～（7）省略） （第②項省略）</p>	<p>第7条 変換後契約の取扱</p> <p>（同 左）</p> <p>（4）（3）に規定する契約日（備－4）を変換後契約の第1回保険料の「払込期月の基準日」とし、この日の属する月の初日から末日までを変換後契約の第1回保険料の払込期月とします。また、第1回保険料の払込猶予期間の取扱については、「第1回保険料の払込」を「第2回目以後の保険料の払込」とみなして主約款を準用します。</p>
<p>第11条 変換後契約の取扱</p> <p>①（柱書き省略） （（1）～（3）省略）</p> <p>（4）（3）に規定する契約日（備－4）を変換後契約の第1回保険料の「払込期月の基準日」とし、この日の属する月の初日から末日までを変換後契約の第1回保険料の払込期月とします。また、第1回保険料の払込猶予期間および失効取消期間の取扱については、「第1回保険料の払込」を「第2回目以後の保険料の払込」とみなして主約款を準用します。</p> <p>（（5）～（11）省略） （第②項省略）</p>	<p>第11条 変換後契約の取扱</p> <p>（同 左）</p> <p>（4）（3）に規定する契約日（備－4）を変換後契約の第1回保険料の「払込期月の基準日」とし、この日の属する月の初日から末日までを変換後契約の第1回保険料の払込期月とします。また、第1回保険料の払込猶予期間の取扱については、「第1回保険料の払込」を「第2回目以後の保険料の払込」とみなして主約款を準用します。</p>

改定後	改定前
<p>第15条 変換後契約の取扱</p> <p>① (柱書き省略) ( (1) ~ (2) 省略)</p> <p>(3) (2) に規定する契約日(備-3)を変換後契約の第1回保険料の「払込期月の基準日」とし、この日の属する月の初日から末日までを変換後契約の第1回保険料の払込期月とします。また、第1回保険料の払込猶予期間および失効取消期間の取扱については、「第1回保険料の払込」を「第2回目以後の保険料の払込」とみなして主約款を準用します。</p> <p>( (4) ~ (7) 省略) (第②項省略)</p>	<p>第15条 変換後契約の取扱</p> <p>(同 左)</p> <p>(3) (2) に規定する契約日(備-3)を変換後契約の第1回保険料の「払込期月の基準日」とし、この日の属する月の初日から末日までを変換後契約の第1回保険料の払込期月とします。また、第1回保険料の払込猶予期間の取扱については、「第1回保険料の払込」を「第2回目以後の保険料の払込」とみなして主約款を準用します。</p> <p>(同 左)</p>

以上